

毎週火、金曜日発行(但休日に当るときは翌日)
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

◇ 条 例
鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例
鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例

職員の特種勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例
職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例
鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県種牡畜検査条例の一部を改正する条例
鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例の一部を改正する条例
県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県スポーツ振興審議会条例
鳥取県農業改良資金債務保証積立金の設置及び管理に関する条例を廃止する条例
鳥取県営屠場使用料条例を廃止する条例
鳥取県総合開発審議会条例の一部を改正する条例

条 例

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第三号

鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例(昭和二十四年八月鳥取県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「二、五二八人」を「二、九七三人」に、「一七二人」を「二〇七人」に、「一二人」を「一三人」に、同条同項第二号中「二四人」を「二五人」に、同条同項第五号中「一九四人」を「一九七人」に、同条同項第九号中「七四人」を「九〇人」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。
鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第四号

鳥取県警察職員定員条例の一部を改正する

条例

鳥取県警察職員定員条例(昭和三十二年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一六一人」を「一八五人」に、「八五一人」を「八七五人」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第五号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を

改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の二号を加える。

二十一 結核患者指導業務従事職員の特殊勤務手当

二十二 特殊自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当

第七条第一項を次のように改める。

社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当は、福祉事務所、精神薄弱者更生相談所又は児童相談所に勤務する次の各号に定める職員が福祉に関する業務に従事したときに支給する。

- 一 現業を行う所員及び指導監督を行う所員
- 二 身体障害者福祉司
- 三 精神薄弱者福祉司

四 児童福祉司

第十四条第二項第一号中「五百円」を「千円」に改める。

第二十五条を第二十七条とし、第二十四条の次に次の二条を加える。

(結核患者指導業務従事職員の特殊勤務手当)

第二十五条 結核患者指導業務従事職員の特殊勤務手当は、保健所又は米子地方農林振興局に勤務する保健婦が結核患者の家庭を訪問し、結核患者の療養指導に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日一日につき二十四円とする。

(特殊自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当)

第二十六条 特殊自動車運転作業従事職員の特殊勤務手当は、職員が人事委員会規則で定める特殊自動車の運転作業に従事したとき支給する。

2 前項の手当の額は、作業に従事した日一日につき三十円とする。

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第六号

特別職の職員の旅費等に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員の旅費等に関する条例(昭和二十七年十一月鳥取県条例第四十一号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第八号

職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「鉄道賃、船賃、車賃、日当及び宿泊料の額の一部」を「鉄道賃及び船賃」に改める。

第二条第一号中「旅行する場合」の下に「(県内の出張地に旅行する場合(県外の出張地にあわせて旅行する場合を除く。以下「県内旅行する場合」という。)を除く。)」を加え、同条第二号を次のように改める。

二 鉄道賃を一等の運賃で支給される者が県内旅行する場合

イ 議会の議員、知事、副知事及び出納長(以下「議会の議員等」という。)

一等の運賃

ロ イ以外の者

(1) 二等の運賃

(2) 急行料金を徴する路線による旅行の場合において、任命権者若しくはその委任を受けた者又は旅行依頼を行なう者が必要と認められた場合は、二等の普通急行料金又は二等の準急行料金
第二条第三号中「支給される者」の下に「(議会の議員等を除く。)」を加える。

附 則

- 1 この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。
- 2 改正後の職員等の旅費に関する条例等の特例に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に発生する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお、従前の例による。

鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第九号

鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例等の一部を改正する条例

第一条 鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和二十九年三月鳥取県条例第六号)の一部を次のように改正する。

附則第四項中「第十一項」を「第十項」に改め、「第七条」の下に「又は同条及び第七条の二第一項若しくは附則第十三項」を加え、附則第五項中「第十項」を「第九項」に改め、附則第六項中「所属庁の長」を「任命権者」に改める。

附則第七項第一号中「以後百二十日以内」を「から適用日の前日までの間」に改め、同項第二号中「所属庁の長」を「任命権者」に改め、同項同号を同項第三号とし、

同項第一号の次に次の一号を加える。

二 先に職員として在職した者であつて、任命権者の承認又は勸しよを受けて他の任命権者に属する職員となるため退職し、且つ、当該任命権者の手続の遅延のため退職の日の翌々日以後において他に就職することなくその承認又は勸しよを受けた他の任命権者に属する職員となつたもの

附則第八項各号列記以外の部分中「適用日の前日以前において当該各号に掲げる期間内」を「当該各号に掲げる日から適用日の前日までの間」に改め、同項第一号中「以後九十日」を削り、同項第二号及び第三号を次のように改め、同項第四号及び第五号を削る。

- 二 外国政府職員等又は在外研究員等 昭和二十年八月十六日
- 三 軍人軍属 その身分を失つた日

附則第九項中「(以下本項において「大蔵省令」という。)」及び「(大蔵省令で定める者を除く。)」を削り、「百二十日以内(大蔵省令で定める者については、

00871

その退職の日後これらの措置が解除された日間の期間内を含む。」を「適用日の前日までの間」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、これらの措置が解除された日から百二十日を経過した日以後に再び職員となつた場合において、当該経過した日から再び職員となつた日の前日までの間に他に就職していたことがあるときは、この限りでない。

附則第十項を削り、附則第十一項中「退職により」を「退職(附則第十六項の特殊退職を除く。により)」に改め、同項を附則第十項とし、附則第十二項以後として次のように加え、同項を附則第十一項とし、附則第十三項中「同項の規定がなかつたとして計算した場合の在職期間とする。」を「当該在職期間の計算については、同項の規定にかかわらず、同項の規定は適用しない。」に改め、同項を附則第十二項とする。

この場合において、第七条第八項中「退職に因り」とあるのは、「退職(附則第十六項の特殊退職を除く。に因り)」と読み替えるものとする。

附則第十五項を附則第十八項とし、附則第十四項を附則第十七項とし、附則第十二項の次に次の四項を加える。

13 昭和二十年八月十五日に現に附則第八項各号に掲げる者(在外研究員等を除く。以下この項において「外地官署所属職員等」という。)であつた者で同日において本邦外にあつたもののうち、適用日以後においてその本邦に帰還した日から三年(特殊の事情があると認められる場合には、任命権者が知事と協議して定める期間を加算した期間。以下この項において同じ。)以内に再び職員となつたもの又は適用日以後においてその本邦に帰還した日から三年以内に他の公務員となり、引き続き他の公務員として在職した後引き続き再び職員となつたものについては、外地官署所属職員等であつた期間は、その者の適用日以後において最初に開始する職員又は他の公務員としての在職期間に引き続きしたものと同みなし、且つ、当該他の公務員としての在職期間に引続いたものと同みなす場合にあつては当該他の公務員としての在職期間に含まれるものとして、

00871

その勤続期間を計算するものとする。ただし、本邦に帰還した日から当該職員又は他の公務員としての在職期間の開始の前日までの間に他に就職したことがある者については、この限りでない。

14 前項に規定する者の適用日の前日(適用日以後に附則第八項第一号に規定する期間が満了する外地官署所属職員については、当該期間が満了する日)以前における勤続期間の計算については、前項の規定に該当するものを除き、附則第六項及び附則第七項(これらの規定を附則第十一項において準用する場合を含む。)並びに附則第十項の規定を準用するほか、第七条の規定の例による。この場合において第七条第八項ただし書中「退職に因り」とあるのは、「退職(附則第十六項の特殊退職を除く。に因り)」と読み替えるものとする。

15 適用日の前日に現に在職する職員、同日に現に他の公務員として在職し、同日後に引き続き職員となつた者又は附則第十三項に規定する者のうち、職員とし

ての引き続きしたる在職期間中において職員又は他の公務員として在職した後この条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の支給を受けて特殊退職をし、且つ、再び職員となり、又は他の公務員となつたことがあるものが退職した場合におけるその者に対する改正後の条例第三条から第五条まで又は第六条の三の規定による退職手当の額は、改正後の条例第三条から第五条まで、第六条の三及び第七条の二第二項の規定にかかわらず、その者の退職の日における給料月額に、第一号に掲げる割合から第二号に掲げる割合(本項に規定する者で改正後の条例第七条の二第一項の規定の適用を受けた後退職したものについては、当該割合とその他の係る同条第二項第二号に掲げる割合とを合計した割合)を控除した割合を乗じて得た額とする。

一 その者が改正後の条例第三条から第五条まで又は第六条の三の規定により計算した額の退職手当の支給を受けるものとした場合における当該退職手当の額の当該給料月額に対する割合

二 その者が特殊退職をした際に、その際支給を受けたるこの条例の規定による退職手当又はこれに相当する給与の額の計算の基礎となつた勤続期間(当該給与の額の計算の基礎となるべき勤続期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定において明確に定められていない場合には、当該給与の額を当該特殊退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)をこの条例の規定により計算した勤続期間とみなした場合のこの条例の規定による退職手当(附則第九項の規定の適用を受ける職員及び外地官署所属職員のうち、改正後の条例第四条又は第五条の規定による退職手当に準ずる退職手当に係る退職(以下次項において「整理退職」という。)に該当する特殊退職をした者については、改正後の条例第四条の規定による退職手当)の支給を受けたものとした場合における当該退職手当の額の当該特殊退職

の日におけるその者の給料月額に対する割合(特殊退職を二回以上した者については、それぞれの特殊退職に係る当該割合を合計した割合)

16 前項の特殊退職は、職員が退職し、且つ、退職の日又はその翌日に再び職員となる場合(他の公務員が退職し、且つ、退職の日又はその翌日に再び当該退職の日までその者が属していた国又は地方公共団体の他の公務員となる場合を含む。)における当該退職及び附則第六項又は附則第七項各号(これらの規定を附則第十一項及び附則第十四項において準用する場合を含む。)の退職(これらの退職のうち整理退職に該当する退職を除く。)並びに附則第九項(附則第十一項において準用する場合を含む。)の退職及び外地官署所属職員又は軍人軍属の身分の喪失とする。

第二条 鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和三十三年十二月鳥取県条例第四十九号)の一部を次のように改正する。

附則第二項各号列記以外の部分中「附則第十五項」

の下に「及び附則第十八項」を加え、同項第六号中「及び第七条の二」を「、第七条の二及び附則第六号附則第十五項」に改め、同項第七号中「附則第十五項」を「附則第十八項」に改め、同項第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 条例第六号附則第十五項の規定の適用については、同項各号列記以外の部分中「改正後の条例第三条から第五条まで又は第六条の三」とあるのは「改正後の条例第三条から第五条まで若しくは第六条の三又は条例第四十九号附則第二項第一号から第五号まで」とし、「改正後の条例第三条から第五号まで」とし、「改正後の条例第三号及び第七号の二第二項」とあるのは「改正後の条例第三号から第五号まで、第六号の三及び第七号の二第二項並びに条例第四十九号附則第二項第一号から第五号の二まで」とし、「改正後の条例第七号の二第二項」とあるのは「改正後の条例第七号の二第一項及び条例第四十九号附則第二項第五号の二」とし、同項第一号中「改正後の条例第

三条から第五条まで又は第六条の三」とあるのは「改正後の条例第三条から第五条まで若しくは第六条の三又は条例第四十九号附則第二項第一号から第五号まで」とし、同項第二号中「改正後の条例第四条又は第五条」とあるのは「改正後の条例第四条並びに条例第四十九号附則第二項第五号」とし、「改正後の条例第四条」とあるのは「改正後の条例第四条並びに条例第四十九号附則第二項第三号及び第四号」とする。

附則第三項各号列記以外の部分中「及び附則第六号附則第十五項」を「、条例第六号附則第十五項及び附則第十八項」に改め、同項第一号中「附則第十五項」を「附則第十八項」に改め、同項第二号の二中「(死亡により退職した者にあつては、同号及び条例第六号附則第十五項)」を削り、「第七条の二第二項」の下に「(死亡により退職した者にあつては、同項及び条例第六号附則第十八項。以下この項において同じ。)」を加え、同項第

三号中「又は第七条の二」を「、第七条の二又は条例第六号附則第十五項」に改め、同項二号の二の次に次の一号を加える。

二の三 前項第五号の三の規定により適用する条例第六号附則第十五項の規定に該当する退職 その者につき同号の規定により計算した退職手当の額と条例第六号附則第十五項(死亡により退職した者にあつては、同項及び条例第六号附則第十八項。以下この項において同じ。)の規定により計算した退職手当の額とのいずれが多い額

附則第四項第一号中「若しくは第三号又は第十項」を削る。

第三条 鳥取県職員退職手当支給条例の一部を改正する条例(昭和三十四年三月鳥取県条例第十四号)の一部を次のように改正する。

附則第三項中「附則第十五項」を「附則第十八項」に改める。

附 則

新たに採用された職員に対して支給する。

- 一 科学技術に関する専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職
- 二 前号の職以外の職で専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充について特別の事情があると認められるもの

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和三十六年四月一日から適用する。ただし、第三条の二第一項第二号の改正規定は、昭和三十七年四月一日から施行する。

鳥取県種牡畜検査条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十一号

鳥取県種牡畜検査条例の一部を改正する条例

鳥取県種牡畜検査条例(昭和二十四年三月鳥取県条例

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。
企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十号

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年七月鳥取県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「扶養手当、」を「初任給調整手当、扶養手当、」に改める。

第三条第一項中「扶養手当、」を「初任給調整手当、扶養手当、」に改める。

第三条の次に次の一条を加える。

(初任給調整手当)

第三条の二 初任給調整手当は、次の各号に掲げる職に

第十一号)の一部を次のように改正する。

第一条中「豚、綿羊及び山羊」を「豚及び山羊」に改める。

第三条及び第五条第二項中「綿羊及び山羊」を「山羊」に改める。

第六条第二号中「綿羊は満十二箇月及び山羊は満六箇月以上」を「山羊は満六箇月以上」に改める。

第六条の二中「綿羊は、日本綿羊登録協会の日本コリデル種綿羊審査標準、」を削り、「七十五点以上」を「八十点以上」に改め、「七十三点以上」を「七十八点以上」に改める。

第七条中「(三)」を削る。

第十五条第二号を次のように改める。

二 山羊一頭につき式百円

第一号様式中「(豚、綿羊、山羊)」を「(豚、山羊)」に改める。

第二号様式(耳標)中(二)を削り、(三)を(二)に改める。

第四号様式及び第五号様式中「(豚、山羊、三世)」を「(豚、三世)」に改める。
第六号様式中「(豚、綿羊、山羊)」を「(豚、山羊)」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十二号

鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び

注入手数料条例の一部を改正する条例

鳥取県種雄畜種付並びに精液の譲渡及び注入手数料条例(昭和二十九年三月鳥取県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「鳥取県種畜場(以下「種畜場」という。)」

を「鳥取県畜産試験場及び鳥取県中小家畜試験場」に改め、「(以下「家畜保健衛生所」という。)」を削る。

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十三号

県立学校授業料徴収条例の一部を改正する条例

県立学校授業料徴収条例(昭和二十二年十二月鳥取県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「七千八百円」を「九千六百円」に、「一万円」を「一万三千元」に改める。

第三条第三項の表を次のように改める。

区 分	納付額	納 付 期 限
第一期分	七千円	四月三十日
第二期分	六千円	九月 十日

ただし、納付期限以後に入学、転学又は復学した者については、その事実の生じた日の属する月の末日とする。

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

鳥取県スポーツ振興審議会条例をここに公布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十四号

鳥取県スポーツ振興審議会条例

(目的)

第一条 この条例は、スポーツ振興法(昭和三十六年法律第四百一十一号)第十八条第五項の規定に基づき、鳥取県スポーツ振興審議会(以下「審議会」という。)の委員の定数、任期その他審議会に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第二条 審議会は、委員十三人以内で組織する。
2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- 一 学識経験者 十二人
- 二 関係行政機関の職員 一人

(任期)

第三条 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第四条 審議会に、会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ、会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長と

00879

鳥取県総合開発審議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十七号

鳥取県総合開発審議会条例の一部を改正する条例

鳥取県総合開発審議会条例(昭和二十五年八月鳥取県条例第四十三号)の一部を次のように改正する。

第六条中「三十人以上」を「三十五人以上」に改める。
第七条中「及び市町村長の代表者」を「並びに市町村の議会の議長及び長」に改める。

第十四条中「知事室企画課」を「総務部企画課」に改める。

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

00879

なる。

2 審議会は、在任委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(運営に関する細則)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、審議会が定める。

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。

鳥取県農業改良資金債務保証積立金の設置及び管理に關する条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十五号

鳥取県農業改良資金債務保証積立金の設置及び管理に關する条例を廃止する条例

鳥取県農業改良資金債務保証積立金の設置及び管理に關する条例(昭和三十五年四月鳥取県条例第二十号)は、廃止する。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

鳥取県営屠場使用料条例を廃止する条例をここに公布する。

昭和三十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県条例第十六号

鳥取県営屠場使用料条例を廃止する条例

鳥取県営屠場使用料条例(昭和二十八年四月鳥取県条例第二十一号)は、廃止する。

附 則

この条例は、昭和三十七年四月一日から施行する。